

大東亞建設民族之資料 二三
昭和十七年三月二十五日

(一) 結婚促進
結婚年齡之所待
三関了資料

厚生省人口問題研究所

B50.41
90
1-23

M93A05
13

結婚年齢と所得

出生率の大小は、人口に對する妊娠可能期間の長短による有配偶者の割合
妊娠可能期間の長短は、有配偶者の年齢構成および出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

結婚年齢の大小は、出生率の大小と假定す。異性間の早婚の割合は、
結婚年齢の大小による。妊娠可能期間の長短は、出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

結婚年齢の大小は、出生率の大小と假定す。異性間の早婚の割合は、
結婚年齢の大小による。妊娠可能期間の長短は、出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

結婚年齢の大小は、出生率の大小と假定す。異性間の早婚の割合は、
結婚年齢の大小による。妊娠可能期間の長短は、出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

結婚年齢の大小は、出生率の大小と假定す。異性間の早婚の割合は、
結婚年齢の大小による。妊娠可能期間の長短は、出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

結婚年齢の大小は、出生率の大小と假定す。異性間の早婚の割合は、
結婚年齢の大小による。妊娠可能期間の長短は、出生率の大小による。結果によつて定まるものと見做す。

二八三九歳であるから、二小三歳列さ下すると二小八、二五歳見当に
ある。

夫の平均結婚年齢を引き下するとか米来小、妻の平均結婚年齢は
二小に對して自然に、ちよとも比較的容易に引き下するとか米来
るので引き下すりかと思はれる。よむに述べた如く夫妻の年齢差は可成
一定であり、且つ結婚に對して能働的立場にある者は之として男である
るからである。

二、二において、やが第一に問題にあるのは夫の平均結婚年齢であるが
夫の結婚年齢は、たゞ單に生理的事柄のみならず、是であるものであ
る。複雑ある社会的事情殊に夫の経済的能力に支配さるるものであるか
ら、夫の経済能力と結婚年齢との關係については大いに考慮を加へる必
要がありうかとおもふ。

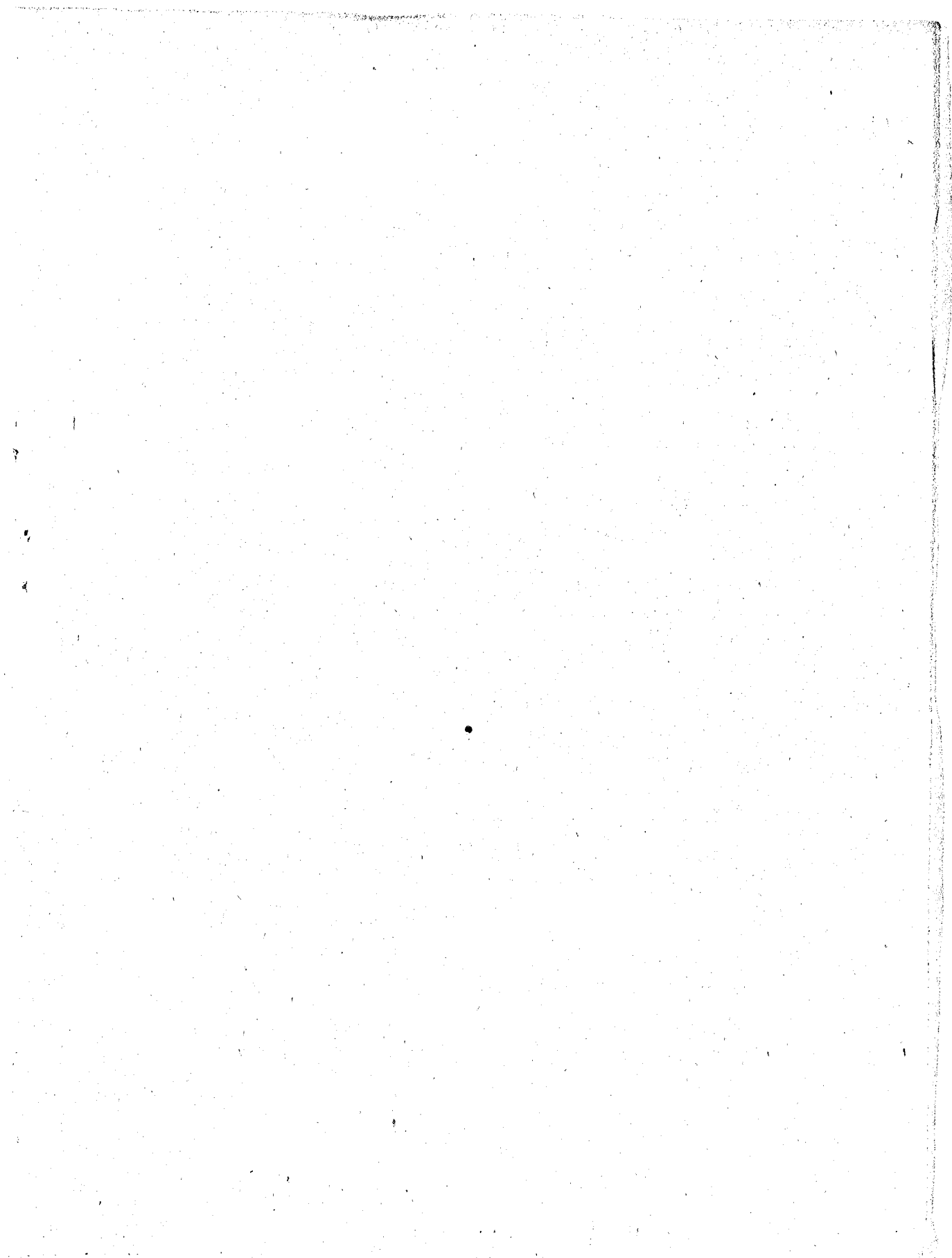
二

本紙所においては、最近、東京市および大阪市における初婚の夫に
ついて、結婚年齢と所得との關係を調査したから、その結果について説
明した。

やが、俸給生活者、中小商工業者および勞務者（工場勞務者あり）交通
勞務者について、結婚年齢別に平均所得を示すと左表の如きである。

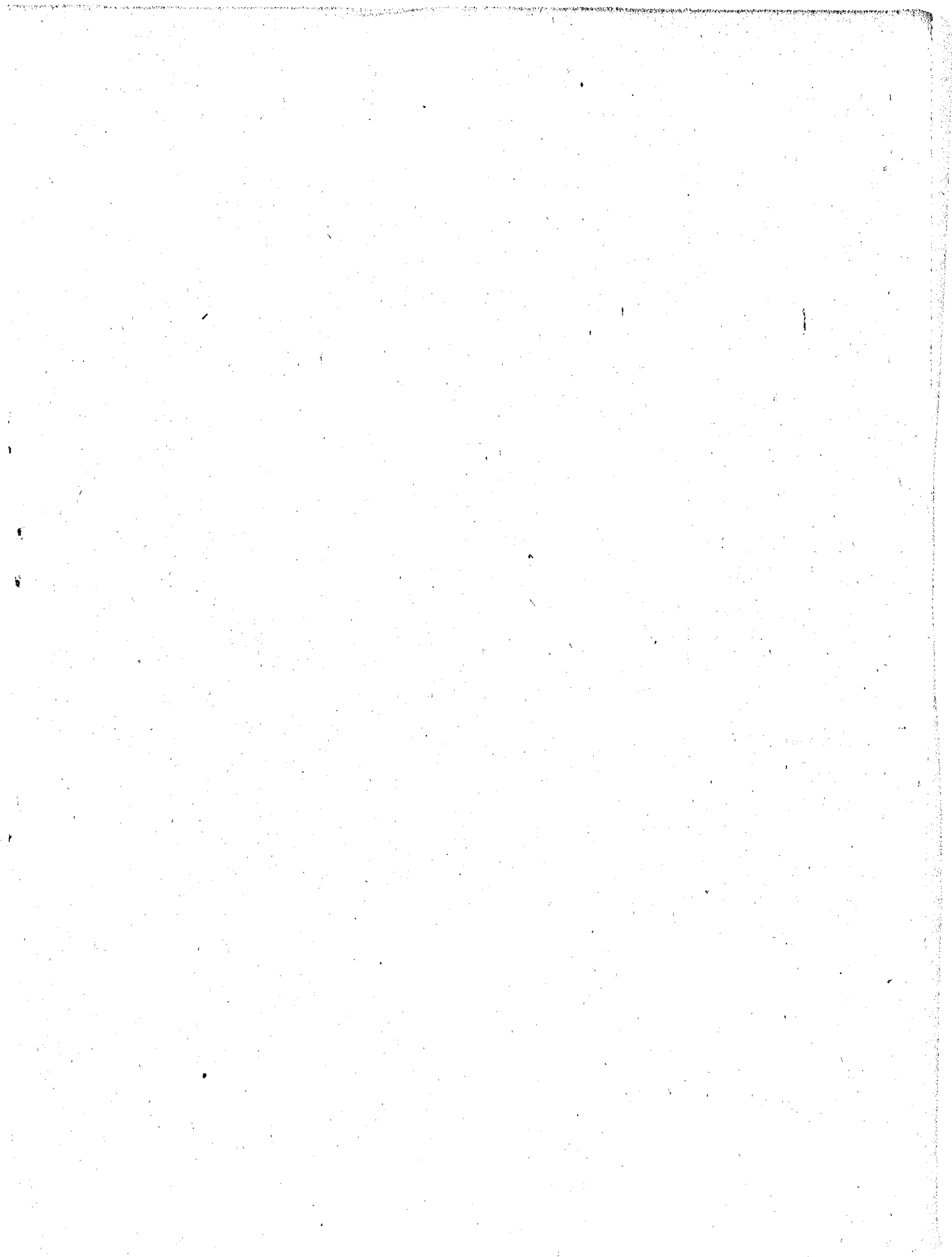
婚姻年令別夫、平均所得

結婚年令 総数	俸給生活者	中小商工業者	工場及交通労働者
	113.80	146.90	92.30
19	—	—	83.70
20	73.00	110.50	82.30
21	93.20	82.00	70.70
22	83.70	154.80	72.10
23	111.70	113.30	86.70
24	94.10	111.10	96.50
25	115.50	150.00	87.50
26	115.60	168.50	100.90
27	114.50	161.90	99.10
28	104.70	138.10	89.60
29	111.60	143.30	90.50
30	117.10	156.10	86.40
31	119.40	112.20	96.60
32	136.80	109.50	83.80
33	133.10	171.00	95.10
34	131.20	98.50	98.30
35	101.10	98.80	101.60
36	96.00	165.00	98.00



右の表でみると、俸給生活者、中小商工業者および事務者ともに、結婚
年齢の高まるにつれて、平均所得はより増加の傾向をみせてはいるが、
しかく大体に於いて、ほぼ同一の所得を得ておるといつても不可ではな
い。従つて俸給生活者においては、約百円月の所得を、中小商工業者に
おいては、約百四十円月の所得を、事務者においては、約九十円月の所
得をもつては、平均年齢の如何に大か小かは、結婚するものとして考へて
表へへかべてありう。

二十歳以上の年齢に達しては結婚しかつたかかは、この標準的
所得を持つて満足せず、より高き生活水準の維持を欲してゐるものと考へる
にうがいかにいふが、しかく統計の結果によつて判断するに、二十歳
ではこの標準的所得をもつておるに、結婚年齢が遷延するものが多い
折といふやうにおもはれる。従つて夫の結婚年齢を平均的に二十歳と考へ
當年を引き下すものは、夫が二十歳にして、この標準的所得を
もつてやうに賃銀政策上の現存を知らざる必要があらうからと考へる。
しかくこの統計に現はれてゐる標準的所得の結果として新築を志すもの
に要する道がある標準的所得であるから、うかす別個の問題に考へ、別
へは俸給生活者においては、百円月の所得が平均的に結婚するものとして
納能力なきものありや否やは、右の統計の結果によつて考へる。
是れはとも角として、右の統計の結果によつて、結婚年齢の遷延するもの
は、平均して高き所得を欲してゐるものと考へ、一定の所得をもつては結婚
してゐるものと考へ、二十歳以上の年齢においては、新築を志すものとして
所得を引き下すものは、夫の平均結婚年齢を二十歳と考へ、引き下すもの
は、平均して高き所得を欲してゐるものと考へ、二十歳以上の年齢においては、
所得を引き下すものは、夫の平均結婚年齢を二十歳と考へ、引き下すもの



	夫	妻	年令差
明治 41年	26.81	22.87	3.94
42	26.88	22.92	3.96
43	26.94	22.98	3.96
44	26.93	22.90	4.03
大正 1	26.98	22.88	4.10
2	26.97	22.89	4.08
3	27.09	22.98	4.11
4	27.35	23.19	4.16
5	27.14	22.99	4.15
6	27.20	23.05	4.15
7	27.32	23.23	4.09
8	27.43	23.30	4.13
9	27.38	22.22	4.16
10	27.09	22.99	4.10
11	27.07	23.01	4.06
12	26.99	23.02	3.97
13	27.06	23.09	3.97
14	27.09	23.12	3.97
昭和 1	27.13	23.07	4.06
2	27.18	23.05	4.13
3	27.26	23.11	4.15
4	27.36	23.23	4.13
5	27.33	23.21	4.12
6	27.29	23.25	4.04
7	27.40	23.39	4.01
8	27.57	23.58	3.99
9	27.69	23.71	3.98
10	27.76	23.81	3.95
11	27.87	23.92	3.95
12	28.09	24.16	3.93
13	28.39	24.41	3.98

附 録

初婚者夫妻の平均婚姻年令と年令差

